

議案第 5 1 号

瀬戸内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正することについて

瀬戸内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙
のとおり改正するものとする。

令和 6 年 6 月 6 日提出

瀬戸内市長 武 久 顕 也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年瀬戸内市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年瀬戸内市条例第31号)新旧対照表

現行	改正後
(職員) 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 (職員) 第31条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 略	(職員) 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 (職員) 第31条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略
---	---